

議案第 4 6 号

市長等の期末手当並びに教育長の期末手当及び勤勉手当の特例に
関する条例の制定について

市長等の期末手当並びに教育長の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例
を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市長等の期末手当並びに教育長の期末手当及び勤勉手当の特例に
関する条例

(市長等の期末手当の特例)

第 1 条 市長、副市長及び常勤の監査委員に係る平成 2 4 年 6 月、同年 1 2 月、
平成 2 5 年 6 月及び同年 1 2 月の期末手当の額は、市川市特別職の職員の給
与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年条例第 2 6 号)
第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額から、市
長にあってはその 1 0 0 分の 2 0 に相当する額(その額に 1 円未満の端数が
生じたときは、これを切り捨てた額)を、副市長にあってはその 1 0 0 分の
1 5 に相当する額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨
てた額)を、常勤の監査委員にあってはその 1 0 0 分の 1 0 に相当する額(そ
の額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額と
する。

(教育長の期末手当及び勤勉手当の特例)

第 2 条 教育長に係る平成 2 4 年 6 月、同年 1 2 月、平成 2 5 年 6 月及び同年

1 2月の期末手当の額及び勤勉手当の額は、市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年条例第12号）第2条第4項の規定にかかわらず、同項において準用する市川市一般職員の給与に関する条例（昭和26年条例第22号）第24条第2項の規定による期末手当の額及び同条例第24条の2の3第2項の規定による勤勉手当の額から、それぞれその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成25年12月24日限り、その効力を失う。

（市長等の期末手当、教育長の期末手当及び勤勉手当並びに一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の廃止）

3 市長等の期末手当、教育長の期末手当及び勤勉手当並びに一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例（平成10年条例第39号）は、廃止する。

理 由

本市の厳しい財政状況を踏まえ、市長等の期末手当並びに教育長の期末手当及び勤勉手当を平成25年12月までの間、減額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。